

## 長野県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
小池歯科医院	小諸市紺屋長1-1-11	平成29年1月31日
さつき歯科医院	諏訪郡下諏訪町高浜6178-1	平成28年12月31日
田野歯科医院	安曇野市穂高柏原2828-77	平成28年5月7日

地域福祉課

## 長野県告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

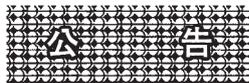
平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

施術者

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
株式会社アメニティサービス 安曇野出張所	北安曇郡池田町池田2178-1-201	安曇野市明科七貴6215-1	松本市井川城3-3-8-6	平成29年 2月8日

地域福祉課



## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称  
東御都市計画下水道 東御市公共下水道
- 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課及び東御市役所

生活排水課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称  
高森都市計画下水道 高森町公共下水道

## 2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課及び高森町役場環境水道課

生活排水課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類及び名称

箕輪都市計画下水道 箕輪町公共下水道

## 2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課及び箕輪町役場水道課

生活排水課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画の種類

伊那都市計画用途地域

## 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び南箕輪村役場

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画道路事業 3・5・24号相生大手線及び3・4・11号御代田佐久線

## 2 施行者の名称

長野県

## 3 事務所の所在地

佐久建設事務所（佐久市臼田2015）

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

長野県佐久市岩村田字柳堂及び字下宿地内

## (2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年4月3日

長野県知事 阿部守一

## 1 都市計画事業の種類及び名称

中野都市計画道路事業 3・5・7号西町上小田中線及び3・5・9号立ヶ花東山線

## 2 施行者の名称

長野県

## 3 事務所の所在地

北信建設事務所（中野市大字壁田955）

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

長野県中野市大字中野字岩舟境、西一丁目及び西二丁目地内

## (2) 使用の部分

長野県中野市西一丁目地内

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月3日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

## 1 許可番号

平成29年1月18日 長野県佐久地方事務所指令28佐地建第27-15号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字長倉字筒井711-60、711-61、712-4、712-17、712-18、712-19、712-20

## 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区六本木6-12-3-803

石橋民生、石橋さゆみ

都市・まちづくり課